明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇）　一
〔府令・省令〕
○食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働二）　三
○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　四
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務五九～六六）　四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同六七）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同六八～七〇）　三
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学四九）　一五
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の件（国土交通四八二）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人、公示送達関係　二五
会社その他
会社決算公告　二五

府令

○内閣府令第十号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三十六号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第四項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第六条第三項、第四項及び第七項の規定に基づき、並びに健康増進法（平成十四年法律第百三号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第九号を次のように改める。